

外国人の親を持つ非行少年に対する司法福祉実践**—少年裁判例の分析—**

鈴鹿医療科学大学 藤原 正範 (1315)

キーワード：非行少年、外国人の親、少年裁判例

1. 研究目的

本研究は、外国人の親を持つ非行少年に対する司法と福祉の協働をめぐる課題について、最高裁判所事務総局家庭局監修『家庭裁判月報』（法曹会）の少年裁判例を分析することによって明らかにすることである。

2. 研究の視点および方法

2010～2012年度の日本社会福祉学会において、被虐待の子どもの非行化への対応に関して少年裁判例を分析する研究報告を行った。『家庭裁判月報』掲載の少年裁判例は、下級裁判所から最高裁判所への報告事例の中から選択されたものであり、一定の偏りがある。しかし、少年裁判の具体的な内容が明らかにされるほぼ唯一の資料として貴重なものと考えられる。

本研究では、次の3事例の、非行動機と背景、判決・決定の理由を整理し、外国人の親を持っているという事例の特殊性に着目しながら、少年の立ち直りに向けた社会福祉の支援の可能性を考察する。

ケースA 外国籍の19歳男子少年の住居侵入・強盗致傷被告事件⇒2011年6月30日に東京地方裁判所（裁判員裁判）が家庭裁判所移送判決（2011年7月20日に東京家庭裁判所が中等少年院送致決定）（『家庭裁判月報』64-1）

ケースB フィリピン人母を持つ14歳男子少年の傷害保護事件⇒2011年12月1日に東京家庭裁判所が初等少年院（特修短期処遇）送致決定（『家庭裁判月報』64-6）

ケースC フィリピン人母を持つ19歳女子少年の売春防止法違反保護事件⇒2012年2月17日に東京家庭裁判所が医療少年院送致決定（『家庭裁判月報』64-7）

3. 倫理的配慮

本研究の裁判例は『家庭裁判月報』掲載のものであり、分析の前提となる情報はその事実に限る。

4. 研究結果**(1) ケースA（19歳男子・外国籍）**

〈非行動機と背景〉来日後間もなく日本語の勉強に挫折し、母・養父との意思疎通が十分できず、家庭での居場所がない状態で、心のよりどころにしていた共犯少年に誘われるままに事後強盗事件を起こした。

〈判決理由〉 検察官送致後本件犯行を認め、反省している。母との関係改善が見られ、親戚のもとでアルバイトをするかたわら、夜間中学で日本語を勉強する意欲も見せている。家庭裁判所の決定当時と異なり、教育的指導になじむ状況に変化した。厳しい枠組みにおいて、根気強く対話と指導を重ねて心を開き、我が国で通常の生活を営めるだけの日本語を習得させるなど我が国に適応していくための基礎を身に付けさせる必要がある。

(2) ケースB (14歳男子・日本国籍、父は日本人、母はフィリピン人)

〈非行動機と背景〉 いじめ被害に対する抵抗から自己の強さを誇示するために腕力を発揮し続け、暴力肯定的価値観を獲得するに至り、不良交友に居場所を見出した。不良グループと一緒にあって同級生に代わる代わる暴行を加えて重傷を負わせた。

〈処遇の理由〉 父はうつ病で、母は日本語能力が不十分なため適切な指導力がない。少年を施設に收容し、落ち着いた環境の中で、専門家による矯正教育を施し、本件非行の問題性や被害者の心情を考えさせるとともに、暴力肯定的な価値観を是正し、併せて義務教育を履修させる必要がある。

(3) ケースC (19歳女子・日本国籍、父は日本人、母はフィリピン人)

〈非行動機と背景〉 慢性的な愛情欲求不満からかりそめの被受容感を求めて自分に関心を向けて甘えさせてくれそうな相手と交流する傾向がある。生活に行き詰まると素行不良者の下に転がり込んで覚せい剤を使用(前件非行)し、最近では売春が衣食住をまかなう手段として定着してきている。

〈処遇の理由〉 前件非行の保護観察処分後、母は少年を母方伯母に預けてフィリピンに帰国した。少年は母方伯母の家からも追い出された。自己の問題について理解を深めさせるとともに、健全な社会生活を送れるだけの能力・技術を身に付けさせて社会性の底上げを図る必要がある。

5. 考 察

ケースAは、青年期に来日した少年であり、日本社会への適応上大きなハンディキャップがあり、それが犯罪のきっかけとなった。ケースB、ケースCは、母がフィリピン人であるが、本人は日本生まれである。日本社会への適応上の問題は少ない事例と考えられるが、親が外国人であることが環境上のハンディキャップであることは否定できない。ケースBでは「差別的ないじめ」を受け、ケースCでは母の家出後父の暴力のターゲットにされた。この2つのケースについて、裁判所は、親が外国人であることから来る生活の困難を要保護性の高さと判断している。

外国人を親に持つ非行少年には、日本社会への過剰なまでの適応志向が不良集団への接近を招いているという共通した特徴がある。少年院教育に際して、日本文化への同化を強化する方向性のみでいいのかという疑問が残る。また、外国人の親に対する支援を併せて行うことがなければ再犯防止としては不十分である。